

議案第15号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ふぐ処理師は、前項の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の<u>書換交付</u>を知事に申請しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(受験資格)</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(免許)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ふぐ処理師は、前項の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の<u>書換え</u>を知事に申請しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(受験資格)</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
で、認証施設（第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認
証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任
のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2
年以上従事しているもの

(3) 学校教育法第57条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭
和28年政令第229号）第35条第14号若しくは第16号に掲げる営
業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(ふぐ処理師の遵守事項)

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
い。

(1)～(3) 略

(4) 認証施設以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(認証)

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号
若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従
事しているもの

(ふぐ処理師の遵守事項)

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
い。

(1)～(3) 略

(4) 認証施設（第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認
証に係る施設をいう。以下同じ。）以外の場所で、ふぐ取扱い
を行ってはならない。

(認証)

第12条 略

2及び3 略

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者（以下「認証業者」という。）は、前項に規定する認証書（以下「認証書」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

5及び6 略

（認証業者の地位の承継）

第14条 略

2 前項の規定により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換交付する。

4 略

（手数料）

第12条 略

2及び3 略

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者（以下「認証業者」という。）は、前項に規定する認証書（以下「認証書」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

5及び6 略

（認証業者の地位の承継）

第14条 略

2 前項の規定により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換え交付する。

4 略

（手数料）

第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき2,600円
- (2) 第4条第4項の規定に基づく免許証の書換交付 1件につき1,700円
- (3) 第4条第5項の規定に基づく免許証の再交付 1件につき1,700円
- (4) 第5条の規定に基づくふぐ処理師試験の実施 1件につき9,040円
- (5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき2,170円
- (6) 第12条第4項の規定に基づく認証書の書換交付 1件につき1,700円
- (7) 第12条第5項の規定に基づく認証書の再交付 1件につき1,700円
- (8) 第14条第2項の規定に基づく認証営業者の地位を継承した

第20条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第4条第1項の免許を受けようとする者 2,600円
- (2) 第4条第4項の規定により免許証の書換えを受けようとする者 960円
- (3) 第4条第5項の規定により免許証の再交付を受けようとする者 960円
- (4) 第5条のふぐ処理師試験を受けようとする者 9,040円
- (5) 第12条第1項の認証を受けようとする者 2,170円
- (6) 第12条第4項の規定により認証書の書換えを受けようとする者 960円
- (7) 第12条第5項の規定により認証書の再交付を受けようとする者 960円
- (8) 第14条第2項の規定により認証書の書換えを受けようとする者

者に係る認証書の書換交付 1件につき1,700円

る者 960円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。